

すでに多子世帯奨学金に採用になっている方へ

徳島大学 日本学生支援機構奨学金  
2025年度二次採用 Q&A

更新日:2025.10.9

# 目次

- Q1 多子世帯の奨学金が採用になっていますが、  
二次採用（後期）に再度申請は必要ですか。……………3
- Q2 多子世帯の奨学金に採用になりましたが、  
給付奨学金（振込）がありません。……………4
- Q3 どういった場合、多子世帯の奨学金は  
廃止（打切り）になりますか。……………5
- Q4 病気により、学業成績（出席率やGPA）が不安です。…6
- Q5 休学する予定ですが、多子世帯奨学金の手続きは  
どうしたらいいですか。……………7

**Q1 多子世帯の奨学金が採用になっていますが、二次採用（後期）に再度申請は必要ですか。**

**A1 一度、採用になっている方は再度申請は「不要」です。**  
ご自身のスカラネットパーソナルから2025年10月以降も多子世帯として適用になっているか必ずご確認ください。

**▼日本学生支援機構HP（スカラネットパーソナル）をご確認ください。**

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara\\_ps/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/index.html)

スカラネットパーソナル>ログイン>奨学生番号を入力>詳細情報をご確認ください。

**▼日本学生支援機構HP（支援区分の見直し）をご確認ください。**

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_kakei/tsujo/shienkubun.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html)

**Q2 多子世帯の奨学金に採用になりましたが、  
給付奨学金（振込）がありません。**

**A2 多子世帯と判定されましたら授業料免除は対象ですが、  
給付奨学金（振込）は全員が対象になりません。  
世帯の所得金額に基づく区分に応じて、給付奨学金（月額）  
が毎月振り込まれます。  
世帯の所得金額は日本学生支援機構にてマイナンバーから  
審査します。詳細は下記資料を参照ください。**

**▼2025年度奨学金案内ガイドP.2②家計基準参照**

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/\\_icsFiles/afieldfile/2025/03/03/digesttou.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/_icsFiles/afieldfile/2025/03/03/digesttou.pdf)

**※世帯の所得金額に基づく区分はご自身のスカラネットパーソナルから  
ご確認ください。毎年10月に区分が変わります。**

### Q3 どういった場合、多子世帯の奨学金は廃止（打ち切り）になりますか。

A3 単位数、GPA、授業への出席率が基準以下、  
また留年等により廃止（支援の打ち切り）となる場合があります。  
詳細は以下の資料をご確認ください。

※後期から休学される学生は前期の単位数、GPA、授業への出席率等で判定を行いますのでご注意ください。

▼令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ  
P12学業基準を参照ください。

[https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)

## Q4 病気により、学業成績（出席率やGPA）が不安です。

A4 学業成績の基準は満たさないが、その学業不振の理由に「斟酌すべきやむを得ない事情（災害、傷病その他のやむを得ない事由等）」がある場合は証明書をご提出いただく場合があります。  
なお、申し出があった場合でも、認められるとは限りません。  
詳細は教務システムにて案内しますのでご確認ください。

※学業不振に「斟酌すべきやむを得ない事情」があったと大学で判断する場合は、学力基準を満たす者として取り扱います。

※学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には含まれません。

※期日までに申し出がなかった場合は、学業不振に「やむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※申し出があった場合でも、学業不振の理由として斟酌すべきやむを得ない事情と認められるとは限りません。

### （注意）

一時的な病休や合理的な配慮の結果、追試やレポート提出等の代替措置が講じられ、学力基準を満たすことが可能である場合は、「斟酌すべきやむを得ない事情」には該当しません。  
また、学部もしくは授業担当教員へ連絡のない授業の無断欠席については、「やむを得ない事由」が認められない場合があります。

## Q5 休学する予定ですが、多子世帯奨学金の手続きはどうしたらいいですか。

A5 例えば2026年4月～2026年9月まで休学される場合は、所属の学部にて休学の手続きをし、2026年3月中旬までに奨学金窓口にお越しく下さい。

2026年10月に復学される場合は2025年9月中に必ず奨学金窓口にお越しく下さい。

※期限までに来られない場合、手続きを進められない場合があります。

休学を検討されている方は早めにご相談ください。

※休学中も必ず教務システムにてお知らせやメッセージをご確認ください。

休学日（例）	休学手続き期限	復学手続き期限
2026年4月1日～2026年9月30日	2026年3月中旬	2026年9月中
2026年10月1日～2027年3月31日	2026年9月中旬	2027年3月中